

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月31日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第15号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1、4の項第13号中「生涯学習センター」の次に「(大和市生涯学習センターを除く。)」を加え、同項第20号から第22号までを削り、同項第19号中「図書資料」を「図書館資料」に改め、「受入及び保存」を削り、同号を同項第20号とし、同項第18号中「の管理運営」を削り、同号を同項第19号とし、同項中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 大和市生涯学習センターに関すること。

別表第1、4の項中第23号を第21号とし、第24号を削る。

別表第3図書・学び交流課、公民館の項中「生涯学習センターの使用」を「生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の使用」に、「生涯学習センターの講座」を「生涯学習センター（大和市生涯学習センターを除く。）の講座」に改め、同表図書・学び交流課、図書館の項中

「

① 図書館の運営及び維持管理	① 図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの
② 図書館に関する調査及び研究	
③ 読書活動の推進及び読書案内	
④ 図書館資料等の収集及び保存	② 図書及び読書に関する各種行事の開催及び実施で重要なもの
⑤ 図書館資料等の閲覧及び貸出並びに他機関等との相互貸出にかかる連絡及び協力	
⑥ 図書及び読書に関する各種行事等の開催及び実施で軽易なもの	

」を

「

① 図書館の運営及び維持管理	図書館にかかる事業計画の策定及び
② 図書館に関する調査及び研究	改定に関するもので軽易なもの
③ 読書活動の推進	

」に

改める。

附 則

この規則は、平成28年11月3日から施行する。